

保護者の皆様へ

東京都立農業高等学校長

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」は出席停止期間が定められています。医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなり登校させる際には、下記「学校感染症による出席停止届」に記入し、担任まで御提出ください。

*** 状況によっては医師の証明書を提出していただく場合があります。**

学校感染症による出席停止届

東京都立農業高等学校長 殿

_____年_____組_____番 氏名_____

病 名 _____

診断を受けた日 _____年_____月_____日 ()

出席停止期間 _____年_____月_____日 () ~ _____年_____月_____日 ()

受診した医療機関名 : _____

* 新型コロナウイルスで抗原検査キットを使用した場合はその検査キット名 ()

_____年_____月_____日 ()

保護者名 _____ 印

◇学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準◇

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	鳥インフルエンザ（H5N1）など	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。 （発症から10日間を経過するまではマスク着用を推奨する。）
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	<u>その他の感染症の例</u> 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎	条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医の意見を聞き期間を決定する

* 通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）

